

電子入札コアシステムの利用対象

一般財団法人日本建設情報総合センター(JACIC)

一般財団法人港湾空港総合技術センター(SCOPE)

電子入札コアシステムは、国、地方公共団体を中心にご利用がなされておりますが、それ以外の公共性の高い発注機関においてもご利用可能です。

公共性の高い発注機関の定義は、以下に示す通りです。

電子入札コアシステムの対象となる機関

対象	関係する法律・法令等
国の機関	
地方公共団体	地方自治法（昭和22年法律第67号）第1条の3に規定する普通地方公共団体及び特別地方公共団体。
公共法人	法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第5号に規定する別表第一に掲げる公共法人。
公益法人等	法人税法第2条第6号に規定する別表第二に掲げる法人。
協同組合等	法人税法第2条第7号に規定する別表第三に掲げる法人。
建設業法の「公共性のある施設又は工作物に関する建設工事」の発注者	建設業法施行規則 第18条に規定する法人。 （各道路会社、鉄道会社等）
その他	上記の機関又は法人と同等と JACIC、SCOPE が認めたもの

- ◆ 各種法律および法令の条項、及び法人税法の別表については、各法律等を参照。
- ◆ 利用対象には、鉄道会社（建設業法施行規則 第18条に規定のない会社）、私立大学、病院等を含みます。
- ◆ 上記の公共性の高い発注機関が所属するグループ企業※においては、当該公共性の高い発注機関が、主たる業務を遂行するにあたって必要となる資産について、同一グループ企業に属する別の企業が調達する場合についての利用も含む。

※上場企業等においては連結対象企業群、それ以外は連結財務諸表規則第2条に規定される判定方法に基づく